

<祈りのために>

正義が造り出すものは平和であり、正義が生み出すものはとこしえに安らかな信頼である。
(イザヤ書 32 章 17 節)

正義は本当に平和を造り出すのでしょうか、本当にとこしえに安らかな信頼を生み出すのでしょうか。…ここにあるのは、使い方によってはたいへん危険な言葉です。これまで戦争を行ったどの国であっても、自分たちに正義がないなどと言ったところはありません。「わが国には正義があり、わが国が追求しているのは平和である。だから戦争することによって平和を実現するのだ」ということが宣伝され、戦争に向かっていったのです、その時、多くの教会でこの聖句が読み上げられたかもしれません。

戦前の日本では、例えば「露営の歌」の中で「東洋平和のためならば、何で命が惜しかろう」と歌われています。崇高な目的が掲げられている時、はたしてその現実はどうであるかということをお私たちはしっかり見極めていかなければなりません。

現在、パレスチナのガザ地区で進行中の戦争において、イスラエルの軍事行動を支持する教会が世界の中に、また日本にもあります。そうした教会は、聖書の言葉に立つということを掲げて、神が歴史を通してユダヤ人を導いておられると主張します。だからイスラエルがしているのは正義の戦争だとされます。「いま生存をかけて戦っているイスラエルが守られるために祈ろう。近い将来イエス・キリストはシオンに再臨され、全く新しい世界が誕生する」というようなヴィジョンに心を奪われる人がいます。ではガザの惨状はどう見るべきなのか、その責任は住民を「人間の盾」にしているハマスにあると言うのです。

実際、ハマスは住民を巻き込まず、自分たちだけで正々堂々とイスラエル軍と戦うべきだと思っている人は少なくありません。しかし、ハマスの側に立ってみたら、これでは勝てないのです。住民を安全な場所に隔離し、自分たちだけでイスラエル軍と対峙することは戦術上ありえません。報道で見る限り、ガザの住民がハマスの戦いを支えているのか、それとも強く反発しているのかわかりませんが、ハマスはガザの住民を巻き込みながらゲリラ戦を進めようとしているものと思われれます。住民の犠牲は最初から想定済みなのでしょう。いまハマスは同胞である住民を巻き込みながら、絶望的な戦いをしているのではないのでしょうか。一方、これをイスラエルの側から見て、ハマスとガザ住民が一体だと判断された場合どうなるのか、皆殺ししかないという不条理きわまりない結論が導き出されるのだと思います。いまイスラエルとハマス双方が自分の正義を主張し、平和を実現するためには戦争しかないと考えていて、世界も多くの教会もそれをどうすることも出来ないままです。

キリスト教会は従来、自衛戦争を認めることが多かったのですが、今日これは厳しく検討されなければなりません。戦争という手段によって平和が実現されることはありません。侵略戦争はもちろん自衛戦争でも、それこそゲリラ戦でもそこに正義はないのです。平和は平和的手段をもって達成されるべきことを教会は語り続けるべきです。聖地で起こっているこの戦争は世界の教会にとっても、キリストの教会として立つか、それとも倒れるかの重大な決断を迫っています。

(祈り)

神よ、戦争の不条理の中にあっても、平和へのヴィジョンを示して世界を導いて下さい。

井上 豊 (広島長東教会牧師)

新シリーズ開始『その時に備えて 憲法問題 Q&A』を読む (最終回)

小塩海平 (東京告白教会長老)

Q26 抵抗権とは何ですか？

A26 抵抗権とは、一般的には公権力に抵抗する個人や集団の権利のことです。古くは古代ギリシャの暴君暗殺や初期のキリスト教会の兵役拒否、中世の封建国家に対する抵抗、そしてイギリスのマグナ・カルタ (1215 年) がよく知られているものです。

これが信仰の思想として展開していったのは、16 世紀の宗教改革以降です。教会と国家 (公権力) は、共に神の主権のもとにあると理解したプロテスタント教会は、国とその秩序を守るための力を認めたことは、先に紹介したとおりです。「アウブスブルグ信仰告白」第 16 条では、キリスト者は為政者や法律に従うべきとした上で、「ただし彼らが、罪を犯すことを命令するときは、この限りではない。なぜなら、その時はキリスト者は、人に従うより神に従わねばならないからである」と規定し、《人に従うより、神に従うべきです》(使徒 5・29) の聖句を指しています。

さらに、抵抗権についての理解を深めたのは、カルヴァンです。カルヴァンもまた、『キリスト教綱要』(第 4 編 20 章) で教会論を論じ、国の権威と役割を認めながらも、限度を無視して肥大化する権力を批判し、教会が国の動向を見守り防止する責務を負っていると説きました。この抵抗権の拠り所は神の言葉と「良心」です。この原則は、「ウェストミンスター信仰告白」に引き継がれ、第 20 章では「神のみが良心の主」であるとし、神の言葉から逸脱した教理や律法から自由だと言いつづけています。

この信仰は、アメリカの独立宣言にも活かされ、先の「すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され」たとの宣言に続き、「いかなる政治の形体 (ママ) といえども、もしこれらの目的を毀損するものとなった場合には、人民はそれを改廃し (中略) 新たな政治を組織する権利を有することを信じる」と表明しています。現行憲法の前文でも、国民主権を「人類普遍の原理」とするこの憲法に「反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」と表明されています。

また、アナ・バプテスト系グループの、非暴力運動や良心的兵役拒否は、「不服従」と呼ばれています。このようにプロテスタント教会は、公権力と対峙しながら歴史を重ねてきました。それはいたずらに権力と対立したり、批判したりするものではなく、市民としての義務を果たしながら、信仰の良心に従うものでした。なかには過ちや挫折もありましたが、御言葉によって立ち返りながら歩んできました。

日本の教会は、異教社会でのマイノリティですから、公権力とのかかわりは、欧米諸国の教会とは異なります。それでも、私たちが真実な教会であろうと願うなら、公権力との対峙は避けられません。私たちがまた、市民としての義務を果たしながら、権力の動向と自らの歩みが神のみこころに適っているか、吟味すべき事態に直面しつつあると感じます。

幸い、私たちには JEA (日本福音同盟) を通じてこのような交わりが与えられていますから、切磋琢磨し、心を合わせて、自由に、神のみこころを共に選び取っていきたいと思います。

新 Q26-1 戦前の教会も「人に従うより神に従わなければならない」ことを知っていたのではないのでしょうか。

新 A26-1 1938 年にマドラスで行われた基督教世界大会では第 15 部門において「教会と国家」のタイトルが掲げられ、「神に聴くよりも汝らに聴くは、神の御前に正しきか、汝ら之を審 (つまびら) け」という御言葉が確認されました。しかし日本のキリスト者は、「本部門に於て議論された所は…我が国情に適せぬ節が多い」として、この御言葉を自らに適用することを忌避してしまいました。理論を知っているだけでは、抵抗を貫くことができないのです。

新 A26-2 どうすれば実際に抵抗権を発揮することができるのでしょうか。

新 Q26-2 ヘブル書 12 章は「あなたがたは、罪と取り組んで戦うとき、まだ血を流すほどの抵抗をしたことがない」と指摘しながら、意気阻喪しないためにキリストの忍耐を思いみることを勧め「訓練として耐え忍ぶ」ことを教えて

います。実際に抵抗するためには、主にあつて忍耐する不断の訓練が必要なのです。

新 A26-3 私自身は、現時点で、抵抗すべき理不尽な境遇に置かれているように思われませんが…

新 Q26-3 自らが国家と対峙する当事者ではない状況でも、国家によって虐げられている少数者と痛みを分かち合い、祈りをともにして忍耐を学び、良心に照らして声を上げることが大切です。

新 A26-4 子どもから大人まで、すべてのキリスト者が抵抗すべきでしょうか。

新 Q26-4 その通りです。その上で、まず牧師や長老が率先垂範することが大切なのではないのでしょうか。現在も、例えば、日の丸・君が代が強制されるような現場には、子どもたちや教師たちだけが曝されている場合が多いのです。教会の信仰の課題として、とくに牧師や長老が率先して痛みを分かち、教会全体が祈りをともにする努力が必要なのです。

日本国憲法をつくった男

川越弘（沖縄伝道所）

今年の5月4日の東京新聞社説に「憲法9条を考える ギダンさんと『平和』条項」というタイトルで、「平和憲法をつくった男 鈴木義男」（仁昌寺正一著・筑摩選書）が紹介されました。終戦直後、彼は衆院議員として帝国憲法改正案委員小委員会で新憲法制定に向けた審議に関わり、「平和憲法をつくった男」と言われています。この記事をもとに、ギダンさんの愛称で呼ばれた鈴木義男（よしお）さんからともに学びたいと思います。

鈴木義男さんは、1894（明治27）年、福島県白河町（現白河市）のキリスト教伝道師の家に生まれました。仙台のキリスト教系の東北学院普通科（中等部）から第二高等学校、東京帝国大学法科大学法律学科に進んで、キリスト者大正デモクラシーの吉野作造から強い感化を受けました。卒業後は東京帝大助手、文部省在外研究員として欧米留学、「デモクラシーと国際友愛」を基盤にした行政法・憲法・社会法に関する知識を習得したのです。それと同時に、ヨーロッパ各地を歴訪する中で、第1次世界大戦の悲惨さを知るとともに、そこに戦争を違法化させる動きがあることや、国際協調主義に基づく国際平和を目指す動きが浸透しつつあることを学んだのです。

1924（大正13）年、東北帝大法文学部教授に任命されましたが、軍国主義教育を批判したために、1930（昭和5）年に教授の職を追われます。その後、弁護士として治安維持法違反などに問われた人たちの弁護に奔走しました。河上肇、山川仁、大内兵衛、美濃部亮吉、宮本百合子など多数者の弁護をして無罪や減刑を勝ち取ったのです。朝鮮独立運動に関わったとされる朝鮮の人々やキリスト教会が治安維持法違反に問われる事件でも、弁護人になって軍国主義に抗（あらが）い続けました。また「帝人事件」、「志賀暁子墮胎事件」といった当時の社会的注目を集めた事件の弁護に高い評価を得ました。

敗戦後、マッカーサーの率いるGHQによる民主化政策が実施される時、彼は政治家になります。社会党の衆院議員に転じた彼は、法律の専門家として小委員会の審議に参加します。

後の首相、芦田均を委員長とする小委員会で9条の審議が始まったのは、前文から逐条審議を始めて3日目の46（昭和21）年7月27日。連合国軍総司令部（GHQ）案を基にした政府案には、1項に戦争放棄、2項に戦力不保持が明記されていましたが、「平和」という文言はありませんでした。1995（平成7）年に公開された小委員会の速記録によると、義男さんは「ただ戦争をしない、軍備を皆棄てると云うことは、一寸泣言（ちよつとなきごと）のような消極的な印象を与えるので、先ず平和を愛好するのだと云うことを宣言して、その次にこの（戦争放棄の）条文を入れようじゃないか」と提案し、各委員が賛同したのです。これを受けて芦田氏が修正案を提示し、1項の冒頭に「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」、2項の冒頭に「前項の目的を達するため」との文言が挿入され、今の9条となりました。

それだけではありません。義男さんはGHQ提案になかった生存権に関する25条1項、国家賠償請求権（17条）と刑事補償請求権の別規定（40条）、最高裁の任命と司法の独立を明確にしたのです。

鈴木義男さんはキリスト教の環境で育ち、キリスト教的な人道主義に基づく思想と行動を身に付けていたので、彼の生涯と業績はキリスト教的価値観に深く影響されています。それに対して当時のキリスト教会はどうであったか。大政翼賛会にはまり込んで、天皇制国家のもとで「銃後の祈り」をもって積極的に戦争に参加した負の遺産しか見当たりません。そんな中で、キリスト者鈴木義男さんの活動は、日本のキリスト者にとって貴重な誇りある存在です。

<靖国関連ニュース>

○米兵事件公表せず 不信もたらす「隠蔽」だ

県民の命や安全に関わる情報が隠されていた事実が次々と明らかになっている。

ことし5月、本島中部で女性に性的暴行を加えてけがをさせたとして、不同意性交等致傷の疑いで県警が米海兵隊員を逮捕し、6月17日に那覇地検が起訴していたことが分かった。

昨年12月に起きた米空軍兵による少女誘拐暴行事件は、3月に起訴されていたことが6月25日に明らかになったばかりである。

いずれの事件も、起訴後も県には一切連絡がなかった。米兵による重大事件・事故については、1997年の日米両政府の合意で「迅速に現地の関係当局へ通報する」とされている。政府や米軍は防衛省沖縄防衛局を通じて県に通報する仕組みだが、2件とも沖縄防衛局に連絡がなく、県にも通報されなかった。日米両政府が合意した取り決めが機能していない。

林芳正官房長官は、今回の事件は通報基準に該当するとしながら、被害者の名誉やプライバシーを考慮したため県に通報しなかったと釈明した。だが、被害者のプライバシーを守りながら県への情報提供は十分できたはずだ。

そもそも米軍犯罪に関する情報は公共性、公益性が高い。県民の安全を守る立場の県に情報がなければ対策が取れない。12月の事件後すぐに情報共有されていたら、子どもたちに注意喚起できたはずだし、5月の事件を防げたかもしれない。

2事件の発生から起訴、発覚までの半年間には、日米両政府にとって重要な政治日程がめじろ押しだった。昨年12月には辺野古新基地を巡る代執行訴訟があり、今年4月には日米首脳会談、6月16日には県議選があった。

県議選では新基地建設を巡って対立する与野党が激しく競り合った。県議選前に事件が明らかになれば反基地世論が盛り上がり選挙結果に影響が出ると恐れたから、県に通報しなかったのではないか。

<編集後記> 30回近く連載してきた第2面のシリーズ

「『その時に備えて 憲法問題 Q&A』を読む」は、今回で最終回となりました。次号からは『日本キリスト教会大信仰問答』第14章「終わりの日」を取り上げる予定です。どうぞ、ご期待ください。K.K.

海兵隊員が起訴されたのは県議選翌日の6月17日だった。

林官房長官は「県議選が対外公表の判断に影響したという指摘は当たらない」と否定したが、この間の対応は、政治的意図を持った隠蔽（いんぺい）だと思われても仕方がない。

林氏は米側からの通報後の対応について「個別具体的な事案の内容に応じて適切に判断している」とも述べている。そうであればそのつど、どのように判断したのかを明らかにするべきだ。

内閣府男女共同参画局のホームページには「同意のない性的な行為は性暴力であり、重大な人権侵害です」と記されている。

5月に与那国を訪問したエマニュエル駐日米大使は「重大な人権侵害」を知りながら、自衛隊と米軍の連携をアピールした。

27日に県庁を訪れたマシュー・ドルボ在沖米総領事から被害者や県民への謝罪の言葉は聞かれず、「コメントはない」とだけ語った。

これはあまりにも異常な事態である。（沖縄タイムズ社説：24.06.29）

○憲法9条2項の削除主張 自民総裁選出馬なら一石破氏

自民党の石破茂元幹事長は22日配信の「選挙ドットコム」のユーチューブ番組で、9月に想定される党総裁選に出馬する場合、戦力不保持を定めた憲法9条2項の削除を訴える考えを示した。「9条2項は変えなくては駄目だとずっと言ってきた。私が（総裁選に）出る出ないは別として、そういう議論を戦わせてこそ総裁選の意義がある」と語った。

自民は2018年、9条1項と2項を維持した上で条文を追加し、自衛隊保持を明記する案をまとめたが、石破氏はその際に反対した経緯がある。石破氏は番組で「自分が正しいと思うことを変えてまでこの仕事をやろうとは思わない」と述べ、主張を譲らない姿勢を強調した。（時事通信 24.07.22）

835号ヤスクニ通信 2024年8月11日

発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会

発行人・編集・発行 小塩海平（東京告白教会）